

平成30年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	その他不正又は不誠実な行為	千葉県船橋市高瀬町62番地2 (株)ケービーエス 代表取締役 嶋村 英樹	平成30年4月10日から 平成30年7月9日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	H30.4.10	平成30年4月2日開札の松戸市教育委員会が発注した「学校給食用消耗品(食器洗浄用スポンジ等)の購入」において、予定価格の範囲内で落札したにもかかわらず、入札金額の積算に誤りがあったとして、契約締結を辞退した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
2	独占禁止法違反	東京都港区六本木七丁目3番7号 東亜道路工業(株) 代表取締役 森下 協一	平成30年5月2日から 平成30年11月1日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第3号 (独占禁止法違反) 第4条第3項	H30.5.2	東京都、東京港埠頭株式会社又は成田国際空港株式会社が発注する舗装工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から違反業者として認定され、排除措置命令等を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
3	独占禁止法違反	東京都港区芝公園二丁目九番三号 世紀東急工業(株) 取締役社長 佐藤 俊昭	平成30年5月2日から 平成30年11月1日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第3号 (独占禁止法違反) 第4条第3項	H30.5.2	東京都、東京港埠頭株式会社又は成田国際空港株式会社が発注する舗装工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から違反業者として認定され、課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
4	独占禁止法違反	東京都文京区後楽一丁目7番27号 鹿島道路(株) 代表取締役社長 増永 修平	平成30年5月2日から 平成30年11月1日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第3号 (独占禁止法違反) 第4条第3項	H30.5.2	成田国際空港株式会社が発注する舗装工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から違反業者として認定され、課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
5	その他不正又は不誠実な行為	千葉県千葉市中央区椿森一丁目25番1号 (株)水野設計 代表取締役 武田 孝義	平成30年6月25日から 平成30年12月24日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	H30.6.25	千葉県教育委員会発注「千葉県立学校施設(千葉1地区)定期点検業務委託」において、平成30年2月28日付で自社による履行が困難であることを理由とする続行不能届の提出があり、教育委員会はこれを受理し、平成30年3月2日付で契約を解除した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
6	その他不正又は不誠実な行為及び贈賄	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号 (株)フジタ 代表取締役 奥村 洋治	平成30年7月23日から 平成30年9月22日まで (2か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)及び第2条第1項別表第2第2号(贈賄)	H30.7.23	農林水産省東北農政局発注の工事において、独占禁止法第19条(不公正な取引方法の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年6月14日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。また、左記業者の社員は、国土交通省豊岡河川国道事務所発注工事を巡り、平成30年6月27日、贈賄容疑で兵庫県警察に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
7	その他不正又は不誠実な行為	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目7番2号 (株)エム・テック 代表取締役 向山 照愛	平成30年8月1日から 平成30年8月31日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	H30.8.1	左記業者及び使用人は、東京都発注の「平成28年度中潮橋撤去工事」において、京浜港長の許可を受けずに港内で工事を行った期間があったとして、平成30年3月14日、東京地方検察庁から港則法違反で起訴された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。

平成30年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
8	その他不正又は不誠実な行為	千葉県船橋市山野町27番地 (株)横河ブリッジ 取締役社長 高田 和彦	平成30年10月5日から 平成30年11月4日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	H30.10.5	左記業者の使用人は、西日本高速道路株式会社発注の橋梁工事において、平成28年4月に発生した作業員10人が死傷する橋桁落下事故に関して、平成30年7月26日、業務上過失致死傷罪で神戸地方検察庁から起訴された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
9	その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 (株)奥村組 代表取締役社長 奥村 太加典	平成30年10月5日から 平成30年11月4日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	H30.10.5	左記業者の使用人は、国土交通省東北地方整備局発注の「一関遊水地長島水門新設工事」において、平成28年7月に発生したクレーン転倒事故に関して、平成30年6月29日、労働安全衛生法違反により、盛岡地方検察庁から略式起訴された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
10	その他不正又は不誠実な行為	東京都港区海岸三丁目20番20号 (株)西原環境 代表取締役 ヤニック・ラット	平成30年10月5日から 平成30年11月4日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	H30.10.5	左記業者及び使用人は、日本下水道事業団発注の「室蘭市蘭東下水処理場他汚泥処理設備工事その11」において、平成28年12月に発生した作業員が死亡する事故に関して、平成30年7月27日、労働安全衛生法違反により、札幌区検察庁から略式起訴された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
11	その他不正又は不誠実な行為	北海道札幌市中央区北三条西三丁目1番地54 日本高圧コンクリート(株) 代表取締役社長 小笠原 昌平	平成30年10月5日から 平成30年11月4日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	H30.10.5	左記業者の使用人は、国土交通省北海道開発局発注の「函館江差自動車道木古内町大坪沢川橋上部工事」において、平成27年6月に発生した工事関係者が死傷する事故に関して、平成30年6月5日、業務上過失致死傷罪で函館区検察庁から略式起訴された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
12	競売入札妨害又は談合	静岡県静岡市葵区清閑町14番5号 菱和設備(株) 代表取締役 山名 昭義	平成31年3月8日から 平成31年9月7日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号 (競売入札妨害又は談合)	H31.3.8	左記業者の浜松支店長は、平成29年12月に実施された磐田市発注工事の入札を巡り、同市の前副市長と都市整備課長から予定価格を事前に入札し、落札し、公正な入札を妨害したとして、平成31年2月1日に公契約関係競売入札妨害容疑で静岡県警察に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
13	建設業法違反行為	千葉県館山市亀ヶ原547番地5 (株)田辺工務店 代表取締役 武内 俊郎	平成31年3月15日から 平成31年4月14日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第8号 (建設業法違反行為)	H31.3.15	左記業者は、千葉県警察本部発注の「鴨川警察署庁舎内外装等改修工事」において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、監理技術者を専任で配置しなければならない工事であるにもかかわらず、営業所の専任技術者に兼務させたことが同法第28条第1項第2号に該当するとして、千葉県知事から平成31年3月12日に指示処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。